

感染症の予防及びそのまん延の防止を図るための物品の貸付に関する要綱

令和2年3月26日

総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症の予防及びそのまん延の防止を図るため、医療、福祉及び教育関係の団体又は機関（以下「団体等」という。）に対し、市が所有し、防災部防災対策課において管理する備蓄物品を無償で貸し付けること（以下単に「貸付」という。）に関し、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第22号）及び加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付を行う物品)

第2条 貸付を行う物品は、次のとおりとする。

- (1) マスク等の衛生用品
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める物品

(貸付の対象となる団体等)

第3条 貸付の対象となる団体等は、市内に事務所、事業所又は活動場所を有する団体等であって市長が適当と認めたもの（以下「対象団体」という。）とする。

(貸付期間)

第4条 物品の貸付期間は、貸付の日の翌日から起算して3月以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 物品の貸付を受けた対象団体は、前項に規定する貸付期間内に貸付を受けた物品の返還が可能となったときは、次条の規定により速やかに当該物品を返還しなければならない。

(物品の返還)

第5条 物品の貸付を受けた対象団体は、貸付を受けた物品と同種、同等及び同量の物品を市に返還しなければならない。

(物品の譲渡等の禁止)

第6条 物品の貸付を受けた対象団体は、その物品を自らが主として市内において使用する以外に第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸付の申出等)

第7条 物品の貸付を受けようとする対象団体は、貸付を受けようとする日の7日前までに物品借用申出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、物品の貸付を承諾したときは、物品貸付書(様式第2号)を対象団体に交付するとともに、対象団体から物品借受書(様式第3号)を徴しなければならない。

(貸付の不承諾)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物品の貸付を承諾しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 営利的、宗教的若しくは政治的活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 市が実施する感染症の予防とそのまん延の防止対策に支障が生ずると認められるとき。

(5) その他市長が貸付を不相当と認めるとき。

(貸付の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物品の貸付を取り消し、直ちにその返還を求めることができる。

(1) 第7条の規定により貸付を受けた対象団体がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) その他市長が貸付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により貸付を取り消されたことによって生じた損害については、市長はその責めを負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年2月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。